平成 23 年 9 月 2 日

各　位

会社名　株式会社ヤマウラ
代表者名　代表取締役社長　山浦　速夫
(1780 東証　名証　第 1 部)
問合せ先　常務取締役管理本部長　中島　光孝
電話番号　0265-81-6010

訴訟の第 1 審判決に関するお知らせ

当社に対し瀬黒茂子氏ほかより提起されていた訴訟の第 1 審判決が出されましたのでお知らせいたします。

１．訴訟が提起された年月日
平成 17 年 7 月 1 日

２．判決のあった年月日及び裁判所
平成 23 年 9 月 2 日
長野地方裁判所伊那支部

３．訴訟の経緯
平成 10 年 5 月 28 日付で契約、平成 10 年 12 月 29 日に竣工引き渡しを行った建築建物の基礎工事に瑕疵があったとして、原告　瀬黒茂子、瀬黒義弘、平野りつ子　の 3 氏が当社に対して 3 億 6,765 万 2,979 円の損害賠償とこれに対する遅延損害金の支払いを求め係争中でありました。

４．訴訟を提起したもの　（原告）
氏　名　瀬黒茂子
住　所　長野県松本市
氏　名　瀬黒義弘
住　所　長野県松本市
氏　名　平野りつ子
住　所　東京都武蔵野市

５．判決の内容

① 被告は、原告ら各自に対し、2 億 9,521 万 6,030 円及びこれに対する平成 17 年 7 月 31 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

② 原告らのその余の請求を棄却する。

③ 訴訟費用はこれを 5 分し、その 4 を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。

④ この判決は、①に限り仮に執行することができる。

6． 今後の見通し

当社は、上記判決内容を不服として控訴する方針です。現時点で本件が平成 23 年 9 月期の連結業績に与える影響は精査中であり、確定次第速やかに公表いたします。

以 上